

平成27年
8月から

食費・部屋代の負担軽減の 基準が変わります

- 介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。
- 在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、食費・部屋代については、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自身でご負担いただくよう、基準の見直しを行います。

Q どんな改正が行われるのですか？

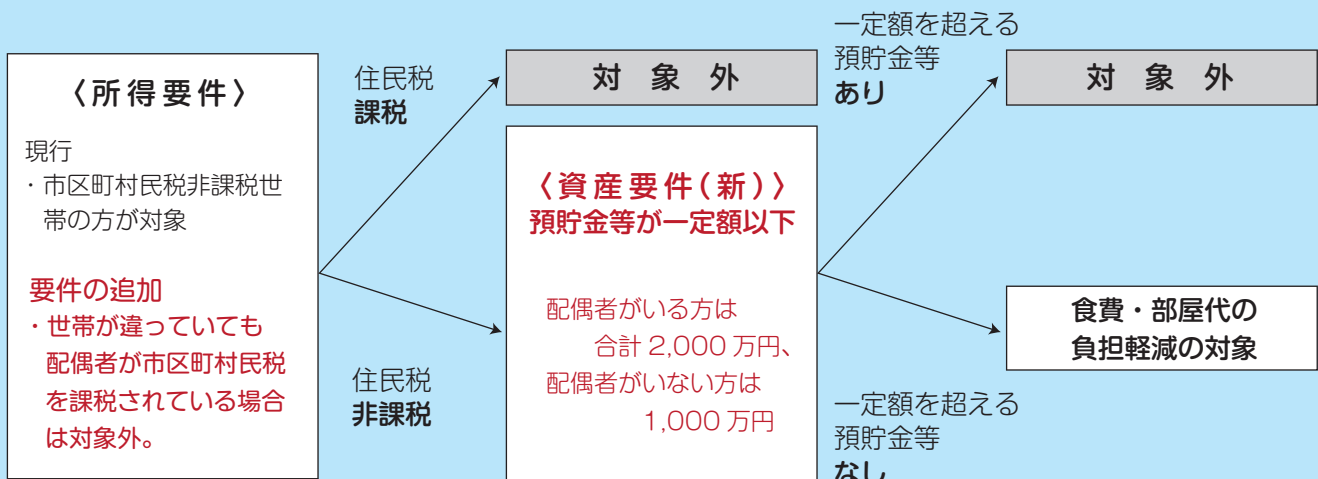
A これまでは、負担軽減の申請をいただいた後、本人及び同一世帯の方の前年の所得を基に対象となるか判断していましたが、平成27年8月からは、以下の取扱いを追加します。

- ① **配偶者が市区町村民税を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外とする（世帯が同じかどうかは問わない）**
- ② **預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外とする**
配偶者がいる方：合計2,000万円
配偶者がいない方：1,000万円

なお、①または②に該当して負担軽減の対象外となった方でも、その後該当しなくなった場合には、その時点から申請すれば負担軽減の対象となります。

※ 預貯金等の額の基準は、入居期間が比較的長い特別養護老人ホームの入居期間の実態や施設入所にかかる費用等を考慮して設定しています。

〈食費・部屋代の負担軽減 対象者の判定の流れ〉



Qy®, .Úst†•"◁w
 AyŽ<w-wqS"pb{

rw'Ot-Ýb"wp`•OT{

P etphloxè¼wø`sw Z>S&M`†b{

| | |
|--|--|
| y ,.Úst†•"◁w ç¿^QUK"zõÚQUôXz A"°AU0>s◁wU0Á£ | -ÝMO çA"°A>-ÝpV"{"wÖ U0>s◁wx4Ç>{Š†b£ |
| ,.ÚçÓè~ 8£ | è¼wø` ç¿i»"É¿Äi«pK•y±2'ôÖ"´wø`£ |
| AÄJçÖÜ~ 4~•M4~p4sr£ | ÄJqp•Üæw±2'ôwø` çç£Ö± Äwø`◁D£ |
| Ú~ÜçuqêÖ) %£ srzêÖæw±2'ôt 'loìA°A¹U0>túrpV"U | êÖæw±2'ôwø` çç£Ö± Äwø`◁D£ |
| d¿ôW | ÜæzôWÜæzÄJqpsw±2'ôwø` çç£Ö± Äwø`◁D£ |
| »îµ,ÚçqÚ£ | x~ |

Ú4ç ÖÚ-EPé"ísrf
 xz,.ÚsT')`¼Mo
 -%`†b{ ç ;Ä{srp
 -Ý£†hz A"°Axz
 eôWÚÜ §DŽ°wø`
 st"æM†b{
 py,.Úst†•sM◁w
 ~\Ë-ezx^ zùl-z
 yEtsrìA°A¹wúr
 yUÉ`MHÚ sr
 ~†hz y¼zHRsr

!y,.Úst| î wt~tmMoxz çàÊ wí±•w UžAts"†b{

!yçàÊ xžAt aoÜæst±2ØCw°q>æM†b{†hzÆYtÛr0n>!
 ZhÔùtxzf•†pt!ZhÛr0n¹tCQ7G wC%ÚçÛr0n¹q d7
 G w¹£wòÇ>{Š"qUK"†b

Qyse î wt~æŠb"wpbT•

Ay î pxz ½Oí<z w] ŽítH->§QùO\qU{Š'•oM"qT'z
 î wMUçàÊ ½k>]k^•oM"Ôùtxzï...~æ0E>]ÛrMhiX\q
 q`oM†b{

Qy Q MOW_Ú`t"zï...~æ0E>Ûrb"q\ÆU†xtä`Xs"wpbUæ

AyíwAEw¶ot~pb"H ^ŠwMxzçàÊ t eb"qpzH ^ŠçŽ<
 w~>€°£wÛr0n>!Z"qUpV†b{
 ~ ŽíwH3wM
 ~H3wâ)ÖT'afwb; Ûrçpç±"îµwb; Ûrzï...~æ0E£w_
 ¹>†Mh¹U a Ž<
 ~H3wqÚz,.Úsw¹Uù- a Ž<ys

(参考) 利用者負担段階と負担限度額

| 利用者負担段階 | 対象者 | 負担限度額 (日額) | |
|---------|--|------------|-------------------------------|
| | | 部屋代 | 食費 |
| 第1段階 | ・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方 | 多床室 | 0円 |
| | | 従来型個室 | (特養等) 320円 (老健・療養等) 490円 |
| | | ユニット型準個室 | 490円 |
| | | ユニット型個室 | 820円 |
| | | 多床室 | 370円 |
| 第2段階 | ・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80万円以下の方 | 従来型個室 | (特養等) 420円 (老健・療養等) 490円 |
| | | ユニット型準個室 | 490円 |
| | | ユニット型個室 | 820円 |
| | | 多床室 | 370円 |
| | | 従来型個室 | (特養等) 820円 (老健・療養等) 1,310円 |
| 第3段階 | ・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 上記第2段階以外の方 | ユニット型準個室 | 1,310円 |
| | | ユニット型個室 | 1,310円 |
| | | ユニット型個室 | 1,310円 |
| 第4段階 | ・上記以外の方 | 負担限度額なし | |

平成27年
8月から

特養の相部屋(多床室)に入所する 市区町村民税課税世帯の方等の 部屋代負担について

特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所する方(ショートステイ利用者を含む。)のうち、市区町村民税課税世帯の方等については、平成27年8月から新たに「室料相当」を負担していただくこととなります。

Q 対象者はどのような方ですか？

A 特別養護老人ホームに入所する方、ショートステイ(短期入所生活介護、予防短期入所生活介護)を利用する方のうち、相部屋(多床室)に入所しており、食費・部屋代の負担軽減を受けていない方が対象となります。

※ 相部屋(多床室)のみの見直し。

※ 市区町村民税非課税世帯に該当する方など、食費・部屋代の負担軽減を受けている方については、部屋代負担の変更はありません。

Q 部屋代が上がるのはいつからですか？

A 平成27年8月1日以降の部屋代負担が今回の見直しの対象となります。

Q 実際、いくらの上がりになるのですか？

A 具体的な部屋代については、施設と入所者の方などの契約事項となりますので、個別に各施設にお問い合わせ下さい。

※ 低所得の方の相部屋(多床室)の居住費の基準となる額(基準費用額)については、1日当たり370円(平成27年4月時点)から840円へと変更となります。

Q 今回の見直しはなぜ行うのですか？

A これまで、相部屋(多床室)の部屋代のうち、光熱水費については、入所者の方などにご負担いただいていたが、室料相当の額については、介護サービス費の中に含まれており、介護保険からの給付の対象となっていました。一方で、自宅で暮らしている方や個室に入所されている方は、ご自身で「室料相当」も含めた部屋代を負担されていることから、今回の見直しで、相部屋(多床室)の場合についても部屋代の全体を、入所者の方などの自己負担とすることを原則とするものです。